

令和 8 年 3 月 27 日  
第 164 回総会（春季）決定

# 令和 8 年度 事業計画

## 一、事業計画

◎ 重点目標

◎ 主要事業

- I. 新たな私学振興基盤の確立
- II. 教育・研究の充実と活性化
- III. 国際交流・協力の推進
- IV. 財政基盤の充実と強化
- V. 運営・管理の充実と強化
- VI. 広報事業活動の強化
- VII. 協会事業の企画・立案・調整
- VIII. 対外対処事業
- IX. その他の事業

## 二、教育学術新聞事業計画

## 三、私学高等教育研究所事業計画

◎ 本協会令和 8 年度専門委員会等の相互連携図

◎ 本協会令和 8 年度行事日程（予定）

（参考）本協会創立 70 周年決意表明（平成 28 年 12 月 1 日）

（参考）本協会創立 60 周年決意表明（平成 18 年 11 月 30 日）

（参考）本協会創立の趣旨（昭和 23 年 3 月 26 日）

（参考）日本私立大学団体連合会令和 8 年度事業計画

（参考）日本私立大学団体連合会「私立大学経営倫理綱領」・  
「私立大学の経営に関する指針」（平成 20 年 4 月 18 日改訂）

日本私立大学協会

# 令和 8 年度 事 業 計 画

一、事業計画	
◎重点目標	3
◎主要事業	4
I. 新たな私学振興基盤の確立	4
II. 教育・研究の充実と活性化	5
III. 国際交流・協力の推進	6
IV. 財政基盤の充実と強化	6
V. 運営・管理の充実と強化	7
VI. 広報事業活動の強化	7
VII. 協会事業の企画・立案・調整	8
VIII. 対外対処事業	9
IX. その他の事業	10
二、教育学術新聞事業計画	11
三、私学高等教育研究所事業計画	13
◎本協会令和 8 年度専門委員会等の相互連携図	14
◎本協会令和 8 年度行事日程（予定）	15
（参考）本協会創立 70 周年決意表明（平成 28 年 12 月 1 日）	16
（参考）本協会創立 60 周年決意表明（平成 18 年 11 月 30 日）	17
（参考）本協会創立の趣旨（昭和 23 年 3 月 26 日）	18
（参考）日本私立大学団体連合会令和 8 年度事業計画	19
（参考）日本私立大学団体連合会「私立大学経営倫理綱領」・「私立 大学の経営に関する指針」（平成 20 年 4 月 18 日改訂）	22



# 一、事業計画

令和 8 年度は、「定款」に定める目的及び事業に基づき、加盟学校法人とその設置する大学及び関係団体・機関等との相互連携・協力によって、私立大学の振興とその使命達成並びに教育・研究の発展に貢献するため、以下の重点目標を定め、後掲の主要事業を推進する。

## 重点目標

### ◎私立大学に重きをおく文教政策の確立・推進（パラダイムシフトの推進）

- ①私立大学の継続的な発展方策の確立・推進（高等教育の高度化及び地方創生に資する私立大学の活性化策等を含む）
- ②公正な競争環境の在り方に関する研究・推進（国の教育費支出の拡充と高等教育の修学支援新制度等の改善を含む）

### ◎私立大学・大学院の教育・研究の質的充実と特色化の推進

- ①大学教育・学術研究の質的充実と Society5.0 社会を見据えた新たな大学像の構築・推進
- ②学生支援・大学間連携・地域貢献・生涯学習・留学生・科学技術にかかわる政策等、今日的課題に関する研究・推進

### ◎私立大学の経営・財政の充実・強化

- ①「建学の精神」を具現する私学経営の基本課題の研究・推進（学校法人制度・自主的なガバナンス改革・財政基盤の強化策を含む）
- ②私立大学等経常費補助金をはじめとする私学助成の拡充及び学校法人税制改善方策の研究・推進

### ◎安全・安心なキャンパスの創造

- ①教育研究施設・設備の耐震化等の整備・推進
- ②危機管理対策の強化・推進

### ◎社会啓発活動（広報活動等）の強化・推進

- ①私立大学の社会的責任に関する研究と社会啓発の推進
- ②経営力強化のための広報活動に関する研究・推進

## 主 要 事 業

主要事業の推進については、重点目標の達成に向け必要に応じて全私学連合、日本私立大学団体連合会の役員会・代議員総会・各種専門委員会、日本私立学校振興・共済事業団、本協会附置私学高等教育研究所・各種専門委員会等及び関係省庁等との連携を図りつつ、研究・情報提供等を行い効果的に対処する。

### I. 新たな私学振興基盤の確立

私学振興の原理・諸制度の原点を確認するとともに、今後のわが国の動向、高等教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、わが国の高等教育を質・量ともに牽引する新たな私学振興基盤の確立を強力に推進する。

#### 1. 私立大学基本問題研究委員会

- ① 私立大学に重きをおく高等教育政策を確立・推進するため、国の大学政策や高等教育費支出の適正な在り方（政府予算・税制を含む）等について研究し、私立大学の意見反映に努める。
- ② 学校法人制度、私立大学の基本について研究し、適切に対応する。特に、学校法人運営におけるマネジメント及びガバナンスの強化（改正私立学校法への対応を含む）、地方創生に係る諸課題（地方中小規模大学の活性化等）について研究し、私立大学の意見反映に努めるとともに適切に対応する。
- ③ 私立大学の教育研究の質的充実・質保証に関する共通的諸課題（大学間連携、教育 DX、理工系人材養成、リカレント教育、高大接続・大学入学者選抜問題等）、認証評価制度の見直しについて研究し、私立大学の意見反映に努めるとともに適切に対応する。
- ④ i 私立大学振興政策、ii 財政基盤の充実・強化、iii 教育学術研究の質向上・高度化、iv 地方創生に向けた私立大学の役割（社会貢献策を含む）等の基本問題等について研究を行うため部会を設置の上、私立大学経営問題協議会・私立大学教育研究充実協議会をはじめ必要に応じて各種の協議会・研究会等を開催する。
- ⑤ 日本私立学校振興・共済事業団のデータの利活用による加盟大学への情報提供、大学ポートレート（私学版）等の充実をはじめとする私立大学の情報公表と活用等について検討し対応する。

## 2. 大学経営相談委員会

- ① 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団「私学経営情報センター」等と連携しつつ、加盟各大学への経営情報提供、効果的な経営相談対応等の在り方について検討し、必要に応じて対処する。
- ② 学生のセーフティネットの整備に関する研究と対応について検討する。

## II. 教育・研究の充実と活性化

高等教育のユニバーサル化とデジタルトランスフォーメーション（DX）やグローバル化の動向を踏まえ、私立大学基本問題研究委員会等と連携し、私立大学の振興と教育・研究の充実・強化について調査・研究・情報提供を行うとともに、高等教育政策への提言や関係諸法令の改正等に適切に対応する。

### 1. 大学教務研究委員会

- ① 学士課程教育・大学院教育の質的充実及び特色化方策（教育のDX化をはじめとする教育内容・方法、教学マネジメントを含む質保証システム等）とともに、大学設置基準等の法省令への対応をはじめとする教務業務の改善方策及び関連課題等について、調査・研究・情報提供を行う。
- ② 学術研究の充実に向けて、公的研究費の拡充方策とその在り方、産学連携の推進方策、学術情報問題（著作権問題を含む）等について調査・研究・情報提供を行う。
- ③ 大学教務部課長相当者研修会を実施する。

### 2. 学生生活指導研究委員会

- ① 多様化する現代の学生の意識と実態をとらえ、学生の自立心、社会性、生きる力など人間力を育てるための学生生活指導及び学生支援方策の在り方（SPS [Student Personnel Services]、高等教育の修学支援新制度をはじめとする学生の経済的支援方策等）について調査・研究と情報提供を行う。
- ② 学生生活指導部課長相当者研修会を実施する。

### 3. 就職・キャリア支援委員会

- ① 就職・採用活動における学生支援の在り方及び学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援に関する諸問題（特に、学生の学修環境を確保するための就職・採用活動時期の在り方や、インターンシップの推進方策等）について、調査・研究・情報提供を行う。
- ② 就職問題懇談会、日本経済団体連合会等外部の関係団体への対応。

- ③ 就職部課長相当者研修会を実施する。

### Ⅲ. 国際交流・協力の推進

私立大学における教育・学術・文化等の国際交流・協力及び情報の収集・研究を行うとともに、留学生の受入れと派遣体制及び支援策の総合的整備推進と教授研究者交流の促進等を図る。また、私立大学における日本語教育の推進を図る。

#### 1. 国際交流委員会

- ① 諸外国、特にアジアの大学との交流・協力について研究・推進するとともに、諸外国の大学等に対して、日本の高等教育情報を提供する。
- ② わが国の留学生政策等について研究し、私立大学の意見反映と効果的措置を講ずるとともに、必要に応じて海外調査団等の派遣・協力を行う。
- ③ 世界大学総長協会（IAUP）、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）などの国際機関・教育研究団体との協力・交流を推進する。また、国際会議の開催等についての情報提供を行うとともに、UMAP 日本国内委員会及び国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）の運営等について、日本私立大学団体連合会「国際交流委員会」と連携・協力して対応する。
- ④ 私立大学留学生別科をはじめとする日本語教育の充実について、当委員会日本語教育ワーキンググループで調査・研究、政策提言を行う。また、日本私立大学団体連合会と連携して関連セミナー等を実施する。
- ⑤ ASEAN 部会において、当該地域の高等教育事情の調査・分析を行い、関連事業を企画・運営する。また、各国の私立大学協会及び中核大学と再締結した包括協定（平成 28 年度締結、令和 6 年度再締結）に基づき、調査・研究等を共同で実施することにより、加盟大学の国際交流・連携を推進する。
- ⑥ 加盟大学等の協力によって推進してきた内蒙古・新疆ウイグル研究員の受入れ事業は、休止中であるが、必要に応じて当委員会 ASEAN 部会で対応する。
- ⑦ 国際交流推進協議会を実施する。
- ⑧ 本協会創立 80 周年記念事業として国際シンポジウムを実施する。

### Ⅳ. 財政基盤の充実と強化

私立大学の経営を支える財政の確固たる基盤を確立するため、私立大学基本問題研究委員会等と連携し、私立大学への公財政支出及び税制の在り方を含め財政基盤の充実・強化に関する研究を推進する。

## 1. 大学経理財務研究委員会

- ① 学校法人会計制度並びに学校法人経理の在り方・改善方策について、学校法人会計基準への実務対応、中長期計画の在り方等の調査・研究と情報提供を行う。
- ② 私立大学の財政安定化及び財務の充実策について、公財政支出の拡充や税制の改善、収入増加策や支出効率化策等の調査・研究と情報提供に努める。
- ③ 大学経理部課長相当者研修会を実施する。

## V. 運営・管理の充実と強化

私立大学における教育と学術研究の充実と活性化に資するため、私立大学基本問題研究委員会等と連携し、大学を設置する学校法人の運営・管理の基本について研究するとともに、ガバナンス機能の強化に努める。

### 1. 大学事務研究委員会

- ① 学校法人・私立大学の運営の公正かつ合理性を図るため、自主性に基づくガバナンス機能の強化（ガバナンス・コードの活用促進、監査機能の充実を含む）、私立学校法に対応した実効性を高める管理運営組織の在り方及び危機管理体制の構築について、調査・研究と情報提供を行う。
- ② 教育・研究の自己点検・評価等を踏まえ、内部質保証を効果的に推進する経営の充実策と事務組織の活性化方策（私立大学の労務管理の在り方を含む）について調査・研究と情報提供を行う。
- ③ 事務局長相当者研修会を実施する。

## VI. 広報事業活動の強化

私立大学の果たす役割の重要性について、正しく社会一般の理解を得るため、広報事業活動を推進する。大学改革の現場、特に、地方創生に貢献する私立大学の取組などに脚光を当てた広報事業を推進するとともに、きめ細かい情報収集・発信を行い、加盟大学の取組の冊子化（キャンパス万華鏡・リサーチ万華鏡）及びデジタル化を推進する。

### 1. 機関紙「教育学術新聞」（週刊）の発行

機関紙「教育学術新聞」の紙面の充実に努めるとともに、私立大学の振興に係る見解を効果的に発信する。

## 2. デジタルを活用した情報発信

本協会、教育学術新聞及び私学高等教育研究所のホームページの更なる充実に努めるとともに、「加盟大学専用サイト」の充実などホームページを活用した各種情報ネットワークの構築やメールマガジンの配信等情報発信機能を強化する。また、動画配信を活用した情報発信体制の構築についても検討する。

## 3. 本協会附置「私学高等教育研究所」の広報活動

私学高等教育研究所の調査・研究活動について、研究レポートとしての「アルカディア学報」の掲載、公開研究会の開催及びその成果の公表並びに調査結果等の情報提供を行う。

## 4. 研究・研修成果等の公表

私学研修福祉会と協力して行う教務・学生生活指導・就職・経理・事務局長の各種研修会の成果並びに各種課題別協議会等の成果及び調査結果等を逐次とりまとめ加盟大学への情報提供を行う。

## 5. その他の広報活動

- ① 「広報担当者協議会」を開催し、広報担当者への広報マインドを高めるとともに、加盟大学間のネットワークを構築する。
- ② 全国大学生生活協同組合連合会との共催により「学生の意識と行動に関する研究会」を適宜開催し、相互理解を図るなど、新聞各社の教育担当者に対する啓発活動を行う。
- ③ 一般メディア及びSNSの活用について検討する。

## VII. 協会事業の企画・立案・調整

本協会が実施する事業及び予算に関する企画・立案・点検・調整を行う。

### 1. 企画財務委員会

- ① 事業計画の企画
- ② 予算の立案
- ③ 合同研究会等の実施

本協会が実施する各種研修会、協議会の調整を行うとともに、新たな課題に応じた事業の調査・研究・研修・情報連絡会等を行う。

- ④ 事業の体系化・効率化及び組織機構の見直し、研修事業の在り方等について検討を行う。
- ⑤ 私学高等教育研究所の在り方及び運営に必要な事項について検討を行う。

- ⑥ 教育学術新聞等の在り方及び運営に必要な事項について検討を行う。
- ⑦ 役員賠償責任保険やグループ共済保険の制度等について検討を行う。

## 2. 定款等検討委員会

必要に応じて本協会の定款等についての検討を行う。

## 3. 80周年記念事業実行委員会

本協会は、創立80周年を迎えるため、記念事業の実施準備と企画・立案を行う。

# VIII. 対外対処事業

私立大学の意向を関係方面に反映し、その実現を期するため、役員会をはじめ各種専門委員会・私学高等教育研究所・各支部等において、私立大学振興の重要事項に関する調査・研究と対策活動を推進する。

## 1. 本協会役員会・総会

- ① 会長・副会長会（毎月第4金曜日に原則開催）
- ② 常務理事会（毎月第2金曜日に原則開催）
- ③ 理事会（毎月第4金曜日に定例開催）
- ④ 総会（毎年10月・3月に開催）

<対処事業>

- 制度・行政・法令関係及び各種審議会等への対応  
～政府・国会等への要望・折衝を含む～
- 国庫補助金・税制改正等への対応  
～耐震改築支援、激甚災害制度の改善等の推進を含む～
- 自然災害等の支援の継続強化
- 私立大学関係団体及び機関との連携・協力
- 倫理綱領及び経営指針に関する対応等

## 2. 日本私立大学団体連合会

- ① 役員会
- ② 代議員総会
- ③ 事務局長・参与会（毎月第1・第3月曜日に原則開催）
- ④ 委員会等
  - 高等教育改革委員会
  - 公財政改革委員会

- 就職問題委員会
- 国際交流委員会
  - ・ 日本語教育推進運営委員会
- 大学経営委員会
- 私立大学経営倫理委員会
- 私立大学災害対策委員会

### 3. 全私学連合

- ① 代表者会議／拡大会長会議
- ② 私学振興協議会
- ③ 事務局長会議（毎月第1・第3月曜日に原則開催）
- ④ 委員会
  - ・ 必要に応じて設置

### 4. 関係諸団体

- ① 日本私立学校振興・共済事業団
- ② 一般財団法人私学研修福祉会
- ③ 公益財団法人私立大学退職金財団
- ④ 公益財団法人日本高等教育評価機構

## Ⅸ. その他の事業

1. 各支部との連携強化（情報共有・政策協議等）により、各地方自治体への要望や政策実現に向けた各支部の活動に応じた支援を一層推進する。
2. 昭和21（1946）年12月7日創立の本協会は、令和8（2026）年創立80周年記念事業（式典・祝賀会等）を実施する。
3. 私学振興上の基本的課題が山積する大転換局面にあたり、本協会附置「私学高等教育研究所」の活動を一体的に強化・支援する。
4. 日本私立学校振興・共済事業団の「学校法人基礎調査（納付金調査）」のデータを利活用して、令和8年度「学生納付金等調査」報告書（日本私立大学団体連合会編）を日本私立大学連盟と連携の上、合同で作成し、加盟大学への情報提供に資する。
5. 日本私立大学協会マーク（私大協マーク）の効果的な活用の推進。
6. その他、本協会の目的達成に必要な事業（DXを含む）を適宜実施する。

## 二、教育 学 術 新 聞 事 業 計 画

機関紙「教育 学 術 新 聞」（週刊）は、昭和 28 年 9 月 15 日創刊以来、令和 7 年 4 月 2 日付をもって通算第 3000 号を迎えた。

この間、本紙は私立大学の教育・研究の自由と大学の自治を守る旗手として、大きな役割を果たすとともに、わが国の教育・科学技術関係の専門紙としての地位と基盤を築いてきている。

私立大学の特色発揮と教育・研究及び社会貢献・管理運営等の一層の充実、併せて私立大学に対する正しい認識を確立するための紙面の充実に努め、下記要領において発行する。また、本協会事業の充実発展のための独自企画も実施する。

### 1. 編集方針

私立大学の果たす役割の重要性と振興の必要性について、正しく社会一般の理解を得るため、教育・学術及び社会貢献・管理運営等の研究推進上の諸問題、関係団体との連携、国際協力・交流、科学技術、スポーツ、文化の各ニュース、論評、書評、各種資料、学園ニュース等を掲載するとともに、加盟大学の特色ある活動等を取り上げる。

### 2. 発行計画

毎週水曜日 10,000 部発行、年約 40 回程度（第 5 水曜日は休刊）〈ブランクett 判、4~16 ページ、第 1 面・4 面カラー〉

○特別号として新春特集号（新春座談会の実施）、地方中小規模大学の活性化等特集号（特別座談会等の実施）、春季・秋季総会や日本私立大学団体連合会関連特集号、全国私立大学入学要項連合案内特集号などを発行。

○加盟大学専用サイトにバックナンバー（PDF）をアップロード（月 1 回）。

### 3. 主な記事内容

- 本協会の総会・理事会をはじめ、各支部の活動
- 本協会の各種専門委員会活動と研修会、協議会など
- 文部科学省の予算をはじめ他府省等も含めた諸施策の情報
- 政府・与党の文教政策の動向
- 中央教育審議会等の審議動向と答申等
- 私学振興へ向けた高等教育政策の論評

- 日本私立学校振興・共済事業団の調査・研究
- 日本高等教育評価機構の事業等を紹介する「評価機構だより」
- 私学高等教育研究所の研究成果並びに研究員等の論説の「アルカディア学報」
- 教学改革、学生支援、組織改革、FD・SD、加盟大学の周年事業、国際交流事業、大学スポーツなどタイムリーな大学の取組
- 大学図書館の最新動向、大学出版部・局の書籍紹介や話題書の書評の掲載
- 全国の大学における地域共創への取組
- 本協会からの主張としての「アルカディアの風」
- 新時代を担う私立大学の「ニューリーダー」を特集
- 高大接続の在り方等、高校の進路指導担当教諭による寄稿の「高校進路指導室の扉」等
- 加盟大学の特色等を写真構成で紹介する「キャンパス万華鏡」
- 加盟大学の特色ある学術・研究を紹介する「リサーチ万華鏡」

#### 4. 主要配布先

加盟大学、国公立大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園の教育関係機関、政府、都道府県等の各部局、国会、政府関係機関、産業界、財界、言論報道機関、その他。

#### 5. その他の企画

- 予算・税制改正要望活動等の重要な局面において、特別号・号外等を発行する。
- 加盟大学の広報担当者を対象に「広報担当者協議会」を実施するとともに、協議会テーマと連動した寄稿等の企画を行う。
- 教育哲学会等の学協会からの論説を寄稿により特集する。
- 加盟大学等の DX 推進、AI 活用、働き方改革への対応、学生・障害のある学生支援、収益事業等の好事例や取組を紹介する。
- 加盟大学の特色ある教育・研究活動をまとめた冊子を発行する。
- 大学間連携の新たな形や取組を紹介する。
- 地方私立大学と地方自治体との連携強化策、私立大学の研究高度化・特色化への取組を紹介する。
- 本協会創立 80 周年記念事業と連動した企画を行う。

### 三、私学高等教育研究所事業計画

日本私立大学協会附置私学高等教育研究所は、本協会との連携を図りつつ、私立大学の多様性及び重要性を明らかにすることで、今後の方向性を示し、わが国の高等教育の発展に貢献することを使命とする。特に、私立大学の自主性、自律性を明らかにし、現下の諸課題について調査研究を行う。

#### I 調査研究事業の推進

- (1) 私立大学の教育改革及び経営管理に関する研究
- (2) 私立大学の財務及び高等教育財政に関する研究
- (3) 私立大学の国際比較研究（主に ASEAN 諸国との高等教育政策等）

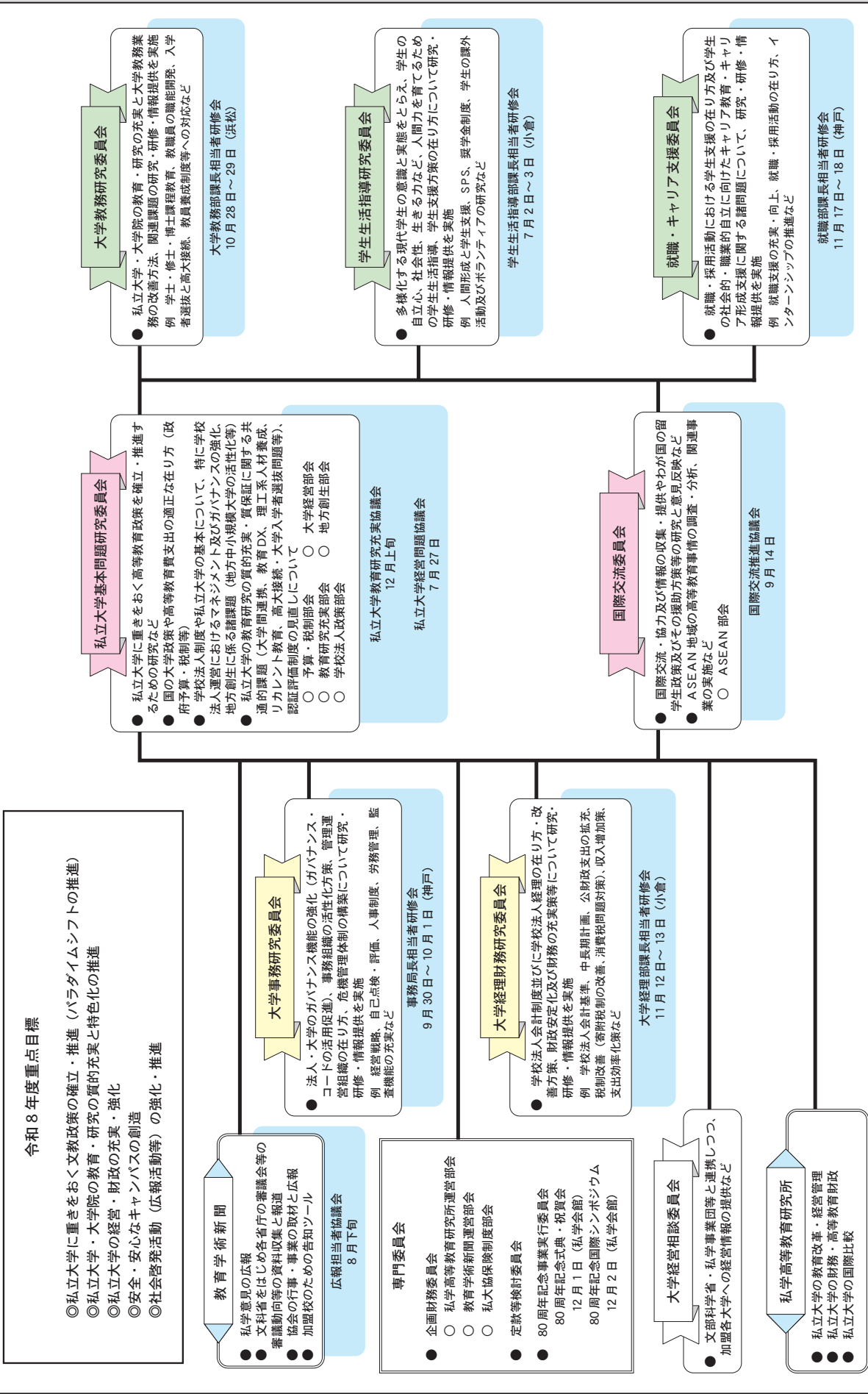
#### II 研究成果の発表と啓発活動

- (1) 研究員会議等の開催
  - 調査研究事業の企画、その他研究所の事業に関する検討
  - 私学研究を主とする研究員の増員等
- (2) 公開研究会の開催
- (3) 研究交流事業
  - 内外の大学、高等教育研究機関、研究者等との交流・情報交換
- (4) 研究成果の発表・刊行と広報
  - 研究叢書その他出版物等の編集・刊行・配布・ネット公開
  - 『教育学術新聞』の「アルカディア学報」に論説、書評等を発表

#### III 実施要領に係る留意事項

- (1) 調査研究事業の推進に当たっては、私立大学が直面する時局課題や中長期的な課題を踏まえ、有効な研究成果が生み出され、私学振興方策の前進に貢献するように努める。
- (2) 本協会の役員会や各種専門委員会等との連携を確保するとともに外部の諸機関との意思疎通を図り、適切な事業の推進を図る。
- (3) 本協会の協議会等に研究員等を派遣し、研究成果を私学に還元するとともに、広く社会に公表する。

# 日本私立大学協会 令和8年度 専門委員会等の相互連携図



## 日本私立大学協会令和8年度行事日程（予定）

日本私立大学協会  
令和8年3月現在

期 日	会 議 ・ 会 場
4月	24日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 24日(金) 第761回理事会（ハイブリッド）
5月	22日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 22日(金) 第762回理事会（ハイブリッド）
6月	12日(金) 第539回常務理事会（ハイブリッド） 26日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 26日(金) 第763回理事会（ハイブリッド）
7月	2日(木)～3日(金) 学生生活指導部課長相当者研修会（於：北九州市「リーガロイヤルホテル小倉」）（対面） 8日(水) 日本私立大学団体連合会 役員会・総会（於：東京「私学会館」）（ハイブリッド） 10日(金) 第540回常務理事会（ハイブリッド） 24日(金) 会長・副会長会（於：東京「私学会館」）（対面） 24日(金) 第764回理事会（於：東京「私学会館」）（対面） 27日(月) 私立大学経営問題協議会（於：東京「二松学舎大学講堂」）（対面）
8月	下旬 広報担当者協議会（於：東京「私学会館」）（対面）
9月	11日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 14日(月) 国際交流推進協議会（ハイブリッド） 25日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 25日(金) 第765回理事会（ハイブリッド） 30日(水)～10月1日(木) 事務局長相当者研修会（於：神戸市「ANAクラウンプラザホテル神戸」）（対面）
10月	9日(金) 第541回常務理事会（ハイブリッド） 23日(金) 第766回理事会（於：香川「JRホテルクレメント高松」）（対面） 23日(金) 第165回秋季総会（於：香川「JRホテルクレメント高松」）（対面） 28日(水)～29日(木) 大学教務部課長相当者研修会（於：浜松市「オークラアクトシティホテル浜松」）（対面）
11月	12日(木)～13日(金) 大学経理部課長相当者研修会（於：北九州市「リーガロイヤルホテル小倉」）（対面） 17日(火)～18日(水) 就職部課長相当者研修会（於：神戸市「ANAクラウンプラザホテル神戸」）（対面） 20日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 20日(金) 第767回理事会（ハイブリッド）
12月	1日(火) 創立80周年記念式典・祝賀会（於：東京「私学会館」）（対面） 2日(水) 創立80周年記念国際シンポジウム（於：東京「私学会館」）（対面） 上旬 私立大学教育研究充実協議会（於：東京「私学会館」）（対面） 11日(金) 第542回常務理事会（ハイブリッド）
1月	22日(金) 会長・副会長会（於：東京「私学会館」）（対面） 22日(金) 企画財務委員会（於：東京「私学会館」）（対面） 22日(金) 第768回理事会（於：東京「私学会館」）（対面）
2月	12日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 26日(金) 企画財務委員会（ハイブリッド） 26日(金) 第769回理事会（ハイブリッド）
3月	5日(金) 会長・副会長会（ハイブリッド） 24日(水) 日本私立大学団体連合会 役員会・総会（於：東京「私学会館」）（ハイブリッド） 26日(金) 第770回理事会（於：東京「私学会館」）（対面） 26日(金) 第166回春季総会（於：東京「私学会館」）（対面）

※日程等は、変更になる場合があります。

※7月、3月の日本私立大学団体連合会 役員会・総会は連合会役員・代議員のみ出席が求められます。

(参考)

## 日本私立大学協会創立 70 周年決意表明 —多様な価値追求と創造的挑戦—

全国 407 の私立大学が加盟する日本私立大学協会は、創立 70 周年の節目にあたり、その歴史と先人の私学振興への献身とに深く思いをいたし、あらためてわが国の発展に大きく貢献し、日本を支える私立大学の果たす重要な役割を痛感しています。

ここに、日本私立大学協会は、建学の理念と誇りとを保持昂揚し、次に示す 4 項目を掲げ、総力を挙げてこれを力強く推進するとともに、わが国の教育、学術、文化の一層の進展と人類社会の持続的発展とを目指して参ります。

### 一、多様な大学教育の質的充実と学術研究の高度化・活性化を推進します

わが国の持続的発展の原動力は多様かつ高度な大学教育と学術研究の進展であることを深く認識し、これから迎える人工知能などがもたらす第 4 次産業革命時代に呼応して、その質的充実に努めるとともに、学術研究の一層の高度化・活性化を推進し、時代の要請と国民の負託に応えて参ります

### 二、グローバル社会と地域活性化の要請に応え、その人材養成の強化に努めます

大学に対する現在及び将来に亘るグローバル人材及び地域リーダー人材の養成等に応え、学生一人ひとりの心豊かな人間形成に向けた多彩な私学教育を推進して参ります

### 三、「建学の精神」を昂揚する私学経営の推進に努めます

我々は、大学人であり私学人であることを深く胸に刻み、自主性・創意工夫を基調とする健全なる私学経営・大学運営に努めます

### 四、私立大学を基幹とする高等教育政策への構造的な大転換の推進に努めます

成熟社会の到来とその進展に資する私立大学の一層の躍進のため、わが国の高等教育政策における公正・公平なる環境整備について、一致協力してその実現を目指します

平成 28 年 12 月 1 日

日本私立大学協会

(参考)

## 日本私立大学協会創立 60 周年決意表明

私たち日本私立大学協会に加盟する 370 余の私立大学は、創立 60 周年を迎えるに当たり、本協会の歩んできた先人の道のりに深く想いをいたし、あらためて我が国における大学の使命と責務の重要性を痛感しています。今後予想される様々な困難に対して、私学魂をもって不断の努力を傾注するとともに、青少年の教育に当たっては、豊かな心と人間性を育む人材育成に邁進しなければなりません。

私たちは、創立 60 周年を機に、次に示す三項目の決意を掲げ、これを力強く推進するとともに、我が国の教育学術文化の一層の発展と時代の要請並びに社会の期待に応えたいと願っています。

一、私たちは、建学の精神に基づく人間教育を推進し、日本と世界の新時代を開拓する青少年を育成します。

一、私たちは、高度で多様な学術研究を深め、新たな知の時代に相応しい大学像を創造します。

一、私たちは、高等教育に果たしてきた役割の重要性を再確認し、今日的視野に立った社会の活性化に貢献します。

加えて、日本私立大学協会は、学校法人相互の連携と協力により、新たな私学文化の醸成に努めるとともに、私立大学の振興・発展に寄与することを、加盟大学の総意として、ここに表明します。

平成 18 年 11 月 30 日

日本私立大学協会

(参考)

※当時の原文を掲載

## 日本私立大学協会創立の趣旨

人類文明の進歩は、教育の普及と学術の発達によらねばならないことは論をまたないが、殊に、わが国が国際社会の一員として高度な文化を建設し世界の進歩に貢献するためには、教育の普及と学術の発達に不断の努力を払わなければならない。而も今日の社会にあつては、大学が最高の教育並びに学術研究の機関としての任務を負わされていることを考えるとき、大学の内容を充実し大学の機能の完全な発達を図ることは常に最大の重要事である。

由来、学術の発達は、独立自由な個々人の自発的探究の行われるところののみ結果するのであり、更にまた、教育の結果は、向上心に燃える学徒と教育理想に燃える教育者とが自主的に結合し且つ人格的に接触するところののみ期待できるのである。従つて教育及び学術研究は、最大限の自由と独立の保障のもとに、当事者の自治に基づいて行われるものでなければならず、第三者の権力的介入は厳に禁止されなければならない。

然るに、わが国における明治以来の文教政策は、国民の上に君臨した官僚政府によって独善的に立案遂行され、多くの国立大学が官僚政府によって設置経営され、学術研究と教育の面における権力的介入が常態として続いてきた。その結果、国民の健全な批判的精神は阻害され、真の良心は盲目にされ、遂に国民を無謀な戦争に連れ込み、今日の困苦に陥れるに至った。

過去 80 年に亘るわが国の教育学術研究の歴史を顧みるとき、今後におけるわが国文教の在り方は私学中心に定められなければならないことは自ずから明らかなことである。この故に全国の私立大学は、その重大な責任を自覚し、ここに新しく相提携して日本私立大学協会を結成し、教学の自由と独立を確保し、私学の權威を保持しつつ、高度な共同研究と自治とによって、大学の内容を充実し、その機能の完全な発達に努め、最高の教育並びに学術研究の機関としての社会的使命達成に寄与すると共に、進んで文教に関する全分野に亘つて深い関心を持ちつつ、国内外の凡ゆる人々、凡ゆる団体と相携えて文明の進歩に貢献しようとするものである。

昭和 23 年 3 月 26 日

日本私立大学協会

(参考)

## 日本私立大学団体連合会令和 8 年度事業計画

令和 8 年 3 月 30 日  
第 97 回総会決定

令和 8 年度の事業は、高等教育及び私立大学を取り巻く諸情勢を踏まえ、日本私立大学団体連合会（以下「本会」という。）の目的を達成するため、以下の通り計画する。

令和 8 年度は、中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和 7 年 2 月）」（以下「知の総和答申」という。）や「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ（令和 8 年 2 月）」、高校から大学・大学院まで一貫通貫した人材育成システム改革に向けたビジョンの策定に向けて文部科学省内に設置された「人材育成システム改革推進タスクフォース」における検討動向を注視し事業を展開する。

特に、本会の重要な役割である「私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業」に重点を置いて効果的・積極的に活動を展開し、対外的な情報発信機能を強化する。

### 1. 私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業

【所掌：役員会、公財政改革委員会】

私立大学を基幹とする高等教育政策の構造的な大転換を推進し、公正な競争環境の実現に向け、財政支援のあり方と拡充方策並びに税制の改善方策について検討・提言を行うなど、適切に対応する。また、補助金要求及び税制改正の要望活動において、私立大学への新たな財政支援を主張するなど広く社会や関係方面（国会議員、報道関係者等）への理解と支援を図り、組織的な対応を強化する。

特に、政府における成長戦略及び積極財政による国の予算構造（補正予算・本予算）の変化等を注視するとともに、「知の総和」の向上を図るための諸施策や高等教育修学支援新制度を含む教育費にかかる学生支援等のあり方について、引き続き適切に対応する。

#### (1) 私立大学にかかわる補助金要求と実現活動

令和 8 年度政府予算における私立大学等経常費補助金にかかる「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」や令和 8 年度政府予算から新規に措置される「イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援」をはじめとする補助金の執行状況、18 歳人口減少の加速、光熱費・物価高騰や人件費の上昇、デジタル化、気候変動、生成 AI の進化をはじめとする様々な社会環境の変化等を踏まえ、令和 9 年度私立大学関係政府予算に関する基本的考え方及び要求内容をとりまとめる。また、私立学校振興助成法の目的達成や私立大学への支援のための新たな財源の確保に向け、教育研究の基盤整備や私立大学を核とした地方創生への支援の拡充、学生に対する経済的支援に不可欠な各種補助金の拡充等の実現に努める。さらに学生の学修の機会均等に向けた国私間格差の是正など、国の政策として公正な公費支出のあり方について、政府における検討状況等を見極めつつ、引き続き適切に対応する。

## **(2) 私立大学にかかわる税制改正要望と実現活動**

私立大学に対する寄附文化の醸成と教育費の負担軽減を図る観点から、令和9年度私立大学関係税制改正に関する基本的考え方及び要望内容を取りまとめ、学校法人にかかる税制上の改善の実現に努める。

特に、税制上の諸方策を検討し、その改善の実現に努めるとともに、学校法人に対する現行特例措置の維持・拡充に努める。

## **(3) 国の補助金等に関する説明会の実施**

今後の私立大学の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和9年度文部科学省概算要求及び政府予算案等の内容について、加盟大学関係者に情報提供するための説明会（オンデマンド配信）を開催する。

## **2. 国の高等教育政策にかかわる私立大学の要請等に関する事業**

【所掌：高等教育改革委員会】

中央教育審議会（第13期）、総合科学技術・イノベーション会議や内閣官房地域未来戦略本部をはじめとする政府・与党の施策や関係機関の審議動向を注視し、18歳人口減少の加速や産業構造の変化等を踏まえた今後の高等教育政策に関する重要課題について、私立大学の存立・発展の観点から総合的に検討し、適切に対応する。

特に、文部科学省が進める「大学の量的規模適正化総合施策」や「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ」で提示された大学間連携・統合、政府による大学・高専機能強化支援事業、政府が進める「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業等の取組動向を踏まえ検討し、適宜対応する。

## **3. 私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業**

【所掌：各種委員会】

私立大学における教育・研究の質的向上のため、「知の総和答申」に提示された大学設置基準及び設置認可審査等や新しい認証評価制度に関する審議経過を注視し、新たな質保証・質向上システム構築のあり方について適切に対応する。

また、入試改革を含む高大接続、学部・研究科の連続性に配慮した教育課程編成や連続課程特例認定制度、大学院を中心とした高度専門人材の育成やリ・スキリングを含めたリカレント教育など、教学マネジメント改革に向けた方策について、必要に応じ検討し、対応する。

## **4. 私立大学における経営の充実・強化並びに管理運営の適正化の促進に関する事業**

【所掌：大学経営委員会、私立大学経営倫理委員会】

私立大学の多様で自律的なガバナンスを担保するため、引き続き学校法人のガバナンス改革及び経営基盤の充実・強化策等について総合的に検討し、適切に対応する。

特に、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ」にもある「再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化への転換」を実行する上で、参考となる情報共有に努める。さらに大学間連携、再編・統合の推進に向けた国の議論に対し適切に対応する。

また、私立大学の経営倫理確立に向け、引き続き平成元年制定（平成20年改訂）の「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」等の啓発・周知徹底に努める。

## 5. 私立大学に共通する重要事項に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会、就職問題委員会、国際交流委員会等】

上記1から4の事業のほか、高大接続改革（ネクストハイスクール構想、大学入学共通テスト等）、文理横断教育の推進、インターンシップを含めたキャリア教育・就職支援、留学モビリティの拡大やグローバル化・国際連携の推進、日本語教育のあり方・振興策、教員養成、障害学生の修学支援、認証評価、地域共創（都市と地方間の格差是正等）、社会や産官学金との連携、男女共同参画、学術研究の健全性向上、地球温暖化対策、大学スポーツの振興（大学スポーツ協会（UNIVERSAS））、著作権問題、科学技術・イノベーション政策、憲法第89条問題（私立学校法等関連）など、私立大学に共通する重要事項や今日的課題について引き続き検討し、適切に対応する。また、日本語教育については、私立大学における留学生に対する日本語教育の質的充実・向上を図るとともに、日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）にかかわる国の動向及び課題、私立大学の取り組みについて適切に対応する。

なお、「博士人材に関する産学協議会合」がとりまとめた「博士人材が活躍する社会の実現に向けて－目指すべき姿と具体的な取り組み－（令和8年2月）」にある5年後の目標の達成に向け、日本経済団体連合会等との協議・連携を図り、適切に対応する。

## 6. その他、本会事業の企画・立案・調整に関する事業

【所掌：役員会、公財政改革委員会、私立大学災害対策委員会】

上記事業の推進に資するため、本会の機能強化を図るとともに、諸事業の点検、事業間の連携・調整等を行う。

また、災害の多いわが国において大規模災害により被災した学生及び私立大学等の支援や大学施設の耐震化促進や防災機能の強化及び激甚災害制度の改善に向け努める。さらに、大学等教育機関における感染症対策をはじめとするリスク管理策についても適切に対応する。

## 7. 事業の実施体制

以上の事業を遂行するため、役員会及び以下の委員会を設置するとともに、必要に応じて役員会が設置する委員会等において対応する。

また、構成団体における検討状況を踏まえ、その意見調整に当たっては、事務局長・参与会、懇談会、連絡会等を適宜開催のうえ対応するとともに、全私学連合をはじめ関係機関との連携を図りつつ、効果的に適宜対処する。

### 【令和8年度設置委員会等】

- 高等教育改革委員会
- 公財政改革委員会
- 就職問題委員会
- 国際交流委員会
  - ・日本語教育推進運営委員会
- 大学経営委員会
- 私立大学経営倫理委員会
- 私立大学災害対策委員会

(参考)

## 日本私立大学団体連合会「私立大学経営倫理綱領」・「私立大学の経営に関する指針」 私立大学経営倫理綱領

日本私立大学団体連合会  
日本私立短期大学協会  
平成元年 7 月 3 日制定  
平成 20 年 4 月 18 日改訂

私立大学がわが国の高等教育において果たしている役割の重要性は、広く社会の認めるところであり、そのことが私立大学の財政を含む運営全般に対する関心をも呼び起こし、常に社会の注目を集めている。

このような社会的責務の重大さに鑑み、私立大学を設置する学校法人は、教育研究及び社会貢献への一層の充実向上を図るよう努力することはもちろん、その経営について社会の疑惑や批判を受けることがあってはならない。

日本私立大学団体連合会及び日本私立短期大学協会は、社会の負託に応えるため、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の精神を体してここに私立大学経営倫理綱領を定め、その意思表示とすることとした。

### 一、大学の使命

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培い、深く真理を探究して、新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供する機関であり、教育研究を通して、そこに学ぶ学生の人格形成に資し、世界の平和と人類の福祉に貢献し、人類の学問的・文化的遺産を次世代に継承するという極めて公共性の高い使命を負っている。この公共性の高い使命達成のため学問の自由と大学の自治が保障されている。大学関係者はこのことを強く意識し、大学の使命達成のために不断に努力しなければならない。

### 二、私立大学の自主性

学校法人が私立大学の使命とその設置理念を達成させるためには、その性格上経営の独自性・自主性・自律性が不可欠である。この独自性・自主性・自律性は、私立大学経営に対する国家・社会の強い信頼を背景としてはじめて得られるものである。

そのため学校法人は、経営体として自らが持っている倫理性・社会性・公共性を担保するにふさわしい組織を整備し、その厳正な運営に努めなければならない。

### 三、私立大学の公共性

私立大学を設置する学校法人の経営は、常に大学の使命達成に向けて行われるものである。すべての収入は、目的事業たる教育研究の遂行に使用されるべきものである。殊にその資産は、いかなる私人にも帰属しないという公共財的性格を持っている。

学校法人の理事者は、大学に課せられた極めて公共性の高い使命とその財政基盤の公的・社会的性格、資産の公共財的性格に鑑み、倫理性・社会性の高い経営に徹しなければならない。

以 上

# 私立大学の経営に関する指針

日本私立大学団体連合会  
日本私立短期大学協会  
平成元年 7 月 3 日制定  
平成 20 年 4 月 18 日改訂

この「指針」は、「私立大学経営倫理綱領」の精神を実現するために、学校法人の経営のあり方について必要な基本的事項を示すものである。

各学校法人は、この「指針」を尊重し、学校法人の適正な運営を図るものとする。

## I. 財政の運営について

### 1. 資金の調達

学校法人の資金源泉には、学生納付金、公的補助金、寄付金、収益事業収益、資産運用収益、研究等に対する外部資金の受入れなどがある。その資金については、本来学校法人の自主的判断に基づいて設定、受入れ、調達等が決定されるべきものであるが、極めて公共性の高い大学の経営主体である学校法人は、その性格から厳しい制約が伴うことを自覚しなければならない。殊に、無理な資金調達はともすれば公共性・社会性を逸脱する恐れのあることを留意すべきである。

- 1) 学生納付金は、それぞれの大学の事業計画に基づく教育研究等の諸活動を実現させるための主要な資金として自主的に決定し、徴収するものであるが、その金額は、公共的性格に鑑みて設定されねばならない。なお、できるだけ他の資金源泉の確保・増額に努める必要がある。
- 2) 寄付金・外部資金の受入れ及び収益事業の経営に当たっては、学校法人の倫理性・公共性の確保の観点から、その適否を判断し、決定しなければならない。
- 3) 学校法人における資産運用は資金調達の有力な手段であり、それぞれの学校法人の状況に応じて、その積極的な運用が図られる必要がある。その場合、以下に指摘する事柄について十分に配慮しなければならない。
  - ① 学校法人の持つ倫理性・公共性の観点から、その運用方法について配慮すること
  - ② それぞれの資産の性格に応じた適正な方法により行われること
  - ③ 資産の安全性について配慮すること
  - ④ 意思決定が適正な手続きを経て行われ、監査等が制度的に機能していること

### 2. 資金の支出

学校法人の資金は、学校法人の目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるべきものであり、その資金の支出に当たっては、当然のことながら、所定の手続きと法人の意思決定機関の決定なしに行われることがあってはならない。

また、それぞれの学校法人が、現在及び将来における教育研究の充実・発展のための計画を策定する場合は、その必要度と資金調達能力との均衡を配慮すべきである。

### 3. 経理の処理

資金の調達及び支出については、学校法人会計基準に基づき適正に処理されなければならない。

### 4. 経理の開示

学校法人の経理の開示については、公共性の高い法人としての説明責任を果たすため、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を各事務所に備えて置き、在学する者その他の利害関係者に対して閲覧に供する方法により行わなければならない。

## II. 学校法人の組織運営について

「私立大学経営倫理綱領」の精神を具体化するために、学校法人の意思決定及び業務執行の組織について、私立学校法の趣旨に則り、以下の諸点に留意しなければならない。

### 1. 役員及び役員会等

- ① 理事、監事、評議員として、その本来の機能を十分に果たし得る人材が適正に選出されなければならない。
- ② 理事会、監事、評議員会は、それぞれの機能が十分に発揮される状態が確保されなければならない。

### 2. 諸規程の整備

学校法人は、財政運営、組織運営について必要な規程を整備し、「指針」の実効性の確保に努めなければならない。

### 3. 内部統制組織等

学校法人の業務遂行に当たっては、内部統制組織、監査制度、予算制度等が整備され機能していなければならない。

以 上